

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

【ブラジル】ブラジル腐敗防止法の成立

.....

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

.....

【ブラジル】ブラジル腐敗防止法の成立

2013 年 8 月 1 日、ブラジルのジルマ・メルセフ大統領によりブラジル腐敗防止法(2013 年法 12,846 号、「本法」)が承認され、翌 8 月 2 日に官報において公告された。本法は官報公告から 180 日経過後(2014 年 1 月 29 日)に施行される予定である。以下、本稿では本法の内容を簡単に解説する。

本法は、ブラジル国内外の公務員(外国公務員を含む。)に対する不正行為を処罰するものであり、あらゆる者が処罰対象となる(法人格の有無、企業形態等は問わない。また、ブラジル国内に事業所・支店・代表者を有する外国企業も処罰対象となる。)(本法 1 条)。

処罰の対象となる不正行為は、(i)公務員またはその関係者に対し、直接または間接に、不適切な便益を約束し、提供し、または与えること、(ii)処罰対象となる不正行為に関して、資金の提供、支払いまたはその他の方法によりサポートすること、(iii)本法違反の行為またはそれにより便益を受ける者を隠蔽するため、他の個人・法人を介在させること、および(iv)談合その他入札手続きに関する不正行為を行なうことである(本法 5 条)。

違反行為を行なった企業のみならず、違反行為に関与したその役員・従業員その他の個人も処罰対象となる(本法 3 条)。また、違反企業の買収者や違反行為を行なった企業の親会社、子会社、関係会社、違反企業とコンソーシアムを構成する企業も、制裁金および損害賠償責任について連帯責任を問われる可能性がある(本法 4 条)。

本法違反の行為に対する罰則は以下の通りである(本法 6 条、19 条)。

① 制裁金:本法違反の行為に対する当局の手続きが開始された年の前会計年度における違反行為者の総収入額の 0.1%から 20%の範囲において制裁金が課せられる。なお、かかる総収入額の算定が困難な場合は、制裁金の額は 6,000 レアルから 6,000 万レアルの範囲で算定される。制裁金の額は、不正行為の対象となった入札または対象契約の金額の範囲内に限定されない。また、不正行為に対する公務員の関与の度合いも制裁金の額の算定に際して考慮されない。

② 不正行為の公表:不正行為を行なったことについて官報・新聞等により公表される。

③ 没収等:その他の罰則として、違反行為により得た便益または違反行為により獲得された利益に直接または間接に関係する財産・権利の没収、違反行為者の事業活動の停止、強制解散、公的機関・公的金融機関が付与するインセンティブ制度、補助金、貸付制度への参加禁止(1年から5年間)が定められている。

本法の下では、コンプライアンスプログラムが導入されている企業については、罰則の軽減が認められる可能性があるため(本法7条)、コンプライアンスプログラムの構築が急務となるであろう。特に、本法の下では違反行為を行なった企業のみではなく、そのグループ企業も処罰対象となるため、同一グループに属する全ての企業をカバーする適切なコンプライアンスプログラムを策定する必要がある。

また、本法はリーニエンシー制度を導入しており、リーニエンシー契約が締結された場合には、罰則の免除の可能性もある(本法16条2項)。リーニエンシーにより免除される罰則は、違反行為の公表、インセンティブ制度等への参加禁止の不適用、制裁金の減額(最大3分の2まで)である。ただし、違反行為により生じた損害の賠償責任は免除されない(本法16条3項)。

本法の実効性を確保する観点から、違反企業を登録する公開のデータベース制度(*Cadastro Nacional de Empresas Punidas*-CNEP)も導入された。同データベースには、適用された罰則の内容やリーニエンシーに関する合意の内容等が記録され、一般公衆によるアクセスが可能となっている(本法22条)。

本法違反の行為の時効期間は5年間であるが(本法25条)、本法の適用対象となる場合であっても、別途他の法律(独占禁止法、公共入札に関する法律、行政手続きに関する不正行為に関する法律、政府調達に関する法律等)の処罰対象となりうる(本法30条)。

弁護士 角田太郎
taro.tsunoda@amt-law.com
弁護士 福家 靖成
yasunari.fuke@amt-law.com



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹 (shigeki.tatsuno@amt-law.com) 又は福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>